

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿  
各 都 道 府 県 警 察 の 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 2 4 6 号  
平 成 2 6 年 5 月 3 0 日  
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部  
暴 力 団 対 策 課 長

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく解体業及び破砕業からの暴力団排除対策の推進について

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の規定による解体業及び破砕業からの暴力団排除については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく解体業及び破砕業からの暴力団排除対策の推進について」（平成16年6月8日付け警察庁丙暴発第7号）及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく解体業及び破砕業からの暴力団排除のための警視総監又は道府県警察本部長の意見陳述等要領について」（平成16年6月8日付け警察庁丁暴発第14号）により推進してきたところであるが、この度、「通達（刑事局主管分）の整理について（通達）」（平成25年12月20日付け警察庁丁刑企発第243号、丁捜一発第126号、丁捜二発第157号、丁鑑発第1048号、丁企分発第150号、丁暴発第394号、丁薬銃発第300号、丁国捜発第102号、丁犯収発第86号）の発出により、上記2通達が廃止されたことに伴い、本通達を発出することとしたので、各都道府県警察においては、下記の点に留意の上、適正かつ円滑な運用に努められたい。

## 記

### 1 趣旨

使用済自動車の再資源化の過程において、暴力団が解体業者及び破砕業者（以下「解体業者等」という。）として介入し、その業の性質上、違法保管、不法投棄等の不適正な手段により資金獲得を図ることが懸念されることから、解体業及び破砕業（以下「解体業等」という。）の許可の欠格要件に暴力団排除条項が設けられているもの。

### 2 許可の欠格要件（法62条、第66条、第69条、第72条）

法は、解体業等への暴力団の介入を規制するため、次のとおり許可の欠格要件（取消要件）を定めている。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が暴力団員等である者
- (3) その役員又は一定の使用人が暴力団員等である法人
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配している法人

(5) 一定の使用人が暴力団員等である個人

### 3 警察本部長等に対する意見聴取

(1) 許可に係る知事等からの意見聴取（法第125条第1項）

都道府県知事及び保健所を設置する市の長（以下「知事等」という。）が、解体業等の許可をするときは、前記2に掲げる欠格要件の有無について、別紙1の記載例に準じた様式により、警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）に対して意見聴取が行われる。

(2) 意見を求められた警察本部長等の措置

ア 意見を求められた警察本部長等は、意見聴取に係る解体業者等について、警察庁情報管理システムにより、暴力団員等該当性を確認すること。

イ 確認の結果、意見聴取に係る解体業者等が、暴力団員等として登録されていた場合は、登録内容が欠格要件に該当するか否かを判断する上で必要な補充調査を行うこと。

ウ 警察本部長等は、補充調査の結果を踏まえ、欠格要件の該当性を判断し、別紙2又は別紙3の記載例に準じた様式により、知事等に対して、速やかに意見を述べること。

(3) 許可の取消等に係る意見聴取（同条第2項）

知事等が、解体業等の許可の取消し等をしようとするときも、上記(1)に準じた方法で警察本部長等に対する意見聴取が行われることから、上記(2)に準じた方法で意見を述べること。

(4) 電磁的記録媒体の使用

意見聴取事務を迅速かつ円滑に進めるため、必要に応じて、当事者間の申合せにより、照会対象者の氏名、生年月日、性別等を記録した電磁的記録媒体を使用して照会を行えることとする。

### 4 警察本部長等による意見陳述

(1) 警察本部長等による意見陳述（法第126条）

警察本部長等は、解体業者等について、前記2に掲げる欠格要件に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、知事等が当該解体業者等に対して適切な措置をとることが必要であると認める場合には、その旨を意見陳述することができる。

この場合の意見陳述は、別紙4の記載例に準じた様式により行うこと。

(2) 意見陳述を受けた知事等の措置

意見陳述を受けた知事等は、当該意見陳述に係る解体業者等に対して許可をしているすべての知事等に通報することとなっている。また、当該通報を受けた知事等は、適切な措置をとることとなっている。

### 5 知事等からの通知

警察本部長等が、法第125条に基づいて欠格要件に該当する旨の意見を述べた場合、又は法第126条に基づいて意見陳述を行った場合、知事等は措置の結果について、別紙5の記載例に準じた様式により、警察本部長等に対して、おおむね3か月以内に通知を行う

こととなっている。

## 6 運用上の留意事項

- (1) 知事等から意見を求められた警察本部長等が、意見聴取に係る解体業者等について確認した結果、他の都道府県警察で認定資料の入手又は登録を行っていた場合には、必要に応じて当該都道府県警察と協議を行うことから、適切に対応すること。
- (2) 意見陳述に当たって知事部局等との間に疑義が生じた場合は、当課暴排係に報告すること。

別紙1

第 号  
平成〇年〇月〇日

警 視 総 監 殿  
〇〇道府県警察本部長

〇〇都道府県知事 印  
〇 〇 市 長

使用済自動車の再資源化等に関する法律による意見聴取について

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第125条第1項（第125条第2項）の規定に基づき、別紙の者に関する法第62条第1項第2号へからヌまでに該当する事由（同号ト、チ及びヌに該当する事由にあつては、同号へに係るものに限る。）の有無について意見を聴取します。

別紙2

(欠格要件に該当しないと認められる場合)

第 号  
平成〇年〇月〇日

〇〇都道府県知事 殿  
〇 〇 市 長

警 視 総 監 印  
〇〇道府県警察本部長

使用済自動車の再資源化等に関する法律による意見について

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第125条第1項（第125条第2項）の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付け第〇号により意見を求められた件については、法第62条第1項第2号へからヌまでに該当する事由（同号ト、チ及びヌに該当する事由にあっては、同号へに係るものに限る。）があるとは認められない。

別紙3

(欠格要件に該当すると認められる場合)

第 号  
平成〇年〇月〇日

〇〇都道府県知事 殿  
〇 〇 市 長

警 視 総 監 印  
〇〇道府県警察本部長

使用済自動車の再資源化等に関する法律による意見について

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第125条第1項（第125条第2項）の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付け第〇号により意見を求められた件について、下記のとおり回答します。

記

法第62条第1項第2号〇（へ～ヌ）に該当する事由があると認められる。

第 号  
平成〇年〇月〇日

〇〇都道府県知事 殿  
〇 〇 市 長

警 視 総 監 印  
〇〇道府県警察本部長

使用済自動車の再資源化等に関する法律による意見について  
使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第126条の規定に基づき  
下記のとおり意見を述べます。

記

1 意見の対象とする解体業者（又は破砕業者）

※（個人の場合）

氏名 〇〇 〇〇

住所 〇〇〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・

※（法人の場合）

商号 〇〇〇〇会社（代表者〇〇〇〇）

所在地 〇〇〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・

2 法第62条第1項第2号へからヌまでに該当する事由の有無に関する意見

法第62条第1項第2号〇（へからヌ）に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、当該解体業者（又は破砕業者）に対して適切な措置をとることが必要であると認められる。

第 号  
平成〇年〇月〇日

警 視 総 監 殿  
〇〇道府県警察本部長

〇〇都道府県知事 印  
〇 〇 市 長

使用済自動車の再資源化等に関する法律による処分結果について

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第125条第1項（第125条第2項）の規定により意見を聴取した者（第126条の規定により意見を受けた者）については、下記のとおり処分したので通知します。

記

	文書番号	氏名又は名称	処分結果
1			
2			